

土砂災害に強いまちをめざします！ ～建築物土砂災害対策改修補助制度～

建設課 ☎823-9209
FAX 823-9203

広島県には土砂災害危険箇所が約32,000カ所（全国1位）あります。県土の約7割が山地で占められ、その大半が崩れやすい『まさ土』で覆われていますが、山すそまで宅地化が進んでいることから、集中豪雨や台風などにより土砂災害が発生し、家屋や人命に被害がおよぶケースが生じています。

平成26年8月に広島市安佐南区で発生した土砂災害では、77人の尊い命が失われるとともに、平成30年7月に発生した豪雨災害では、町内でも土石流等により甚大な家屋被害が発生しました。

このような中、町内全域で土砂災害警戒区域等の指定が行われました。町では、土砂災害に強いまちづくりをめざすため、町民の皆さんが行う土砂災害対策改修に要する費用の一部を補助する事業を行います。

・次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定の前から区域内にある住宅・建築物（居室を有するものに限る）
- ・土砂災害に対する建築基準法上の構造方法を満足しないもの
- ・土砂災害対策改修の結果、安全な構造となるもの

・次のすべてを満たす人が申請できます

- ・補助対象となる住宅または建築物の所有者
- ・町税などを滞納していない人

・次の金額を補助します

改修に要する費用の23%（上限額75万9千円、千円未満切捨て）

<補助金の算定例>

- 例① 改修に要する費用が350万円の場合
 $3,500,000円 \times 23\% = 805,000円 > 759,000円$
 となり、補助金額は75万9千円です。
- 例② 改修に要する費用が100万円の場合
 $1,000,000円 \times 23\% = 230,000円 < 759,000円$
 となり、補助金額は23万円です。

・添付書類

建物の付近見取図、配置図など（配置図には特別警戒区域を記載）、建築基準法施行令第80条の3を満足していないことが確認できる資料、土砂災害に対して安全な構造となることが確認できる資料、現況写真、見積書の写し、建築確認済証または検査済証の写し（建築確認が必要な場

合）、登記事項証明書（ほか）

・申し込み

9月30日(月)までに、申請書（建設課で配布）に添付書類を添えて建設課（役場2階）へ。

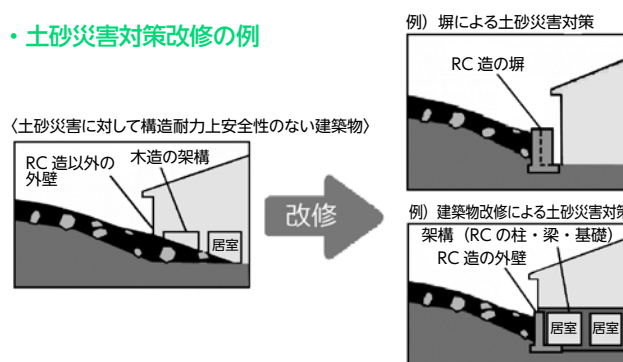
（申請書は町ホームページからもダウンロードできます）

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

・注意事項

- ・改修工事は、補助金の交付決定を受けた後に契約して実施してください。
- ・令和2年2月28日(金)までに工事を完了し、実績報告書を提出してください。
- ・専門的な知識が必要ですので、申請にあたっては近くの建築士事務所や工務店などに相談してください。

・土砂災害対策改修の例



私道整備事業補助制度

建設課 ☎823-9209
FAX 823-9203

生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備にかかる費用の一部を補助します。

・補助対象となる工事は、次のとおりです。（部分的でない工事に限る）

- ・道路舗装の新設または補修工事
- ・道路排水施設の新設工事
- ・交通安全施設の新設または補修工事

ただし、申請者において海田町内に本店、支店または事業所を有する法人と契約し、施工するもの

・補助対象となる私道は、次のとおりです。

- ・常時一般の交通の用に供していること。
- ・家屋が連たんしていること。
- ・幅員が1.8m以上であること。
- ・築造されて5年以上が経過していること。
- ・次のいずれかに該当していること。
- ・私道の両端が公道に接しているもの
- ・私道の一端が公道に、もう一端が幅員1.8m以上の私

道に接しているもの

- ・私道の一端が公道、もう一端が公共施設（学校、公園など）に接しているもの
- ・私道の一端が公道へ通じる袋状道路で、道路利用世帯が5世帯以上であるもの

・補助の対象外となる私道は、次のとおりです。

- ・整備について私道の所有者およびその他権利者の同意が得られないもの
 - ・道路排水が私有地などに流入する場合、その管理者または所有者の承諾が得られないもの
- ※対象となる工事の詳細は、相談してください。

・補助金の額

私道の整備に要した費用または町が別に定める費用のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額。

（1,000円未満切捨て）

・申し込み

事前に建設課（役場2階）に相談してください。